

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和3年2月1日 06時03分ごろ
発生場所	北海道石狩市古潭漁港 古潭港西防波堤灯台から真方位074° 75m付近 (概位 北緯43° 21.4' 東経141° 25.5')
インシデントの概要	漁船誠遥丸は、出航中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和3年3月22日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 誠遥丸、6.6トン HK2-20625（漁船登録番号）、個人所有 第200-41762号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：06時50分ごろ
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、船長が操舵室で操船に当たり、古潭漁港を出航中、港口付近を約4～5ノットの対地速力で南進していたところ、砂が堆積した港口付近の浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。</p> <p>船長は、衝撃を感じて主機を中立とした後、前進として本件浅所からの離脱を試みたものの、自力で離脱することができなかつたので、携帯電話で僚船に救助を要請し、本船は引き出されてえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント当時、本件浅所の正確な位置を知らなかつたものの、ふだんから本件浅所付近を航行していたので、問題なく航行できると思い、本件浅所付近を航行し、本件浅所に座洲してしまったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、出航中、船長が、本件浅所の正確な位置を知らなかつたものの、ふだんから本件浅所付近を航行していたので、問題なく航行できると思い、本件浅所の上を航行したことから、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が出航中、船長が、本件浅所の正確な位置を知らなかつたものの、ふだんから本件浅所付近を航行していたので、問題なく航行できると思い、本件浅所の上を航行したため、本件浅所に座洲したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、浅所等が存在する海域を航行する際、所属漁協等を確認するなどして、浅所等の位置を把握し、余裕水深を確保した進路を航行すること。
--------------	--